

育業中スキルアップ助成金実施要領

令和5年2月22日付4東し雇第5532号

(総則)

第1条 育業中スキルアップ助成金の交付については、育業中スキルアップ助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、本実施要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 交付要綱第3条第2項の中小企業のうち、次の各号のいずれかに1つでも該当する場合、交付要綱第3条第3項の大企業とみなすものとする。

- (1) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- (2) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- (3) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- (4) 大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合や大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合等、その他大企業が実質的に経営に支配する力を有していると考えられること。

(助成対象事業者)

第3条 交付要綱第4条第1項第3号の重大な法令違反とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 法令違反により罰則（営業停止処分等）の適用を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 重加算税又は重加算金が課された場合
- (5) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

(助成対象外訓練)

第4条 交付要綱第6条に定める助成対象訓練は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 訓練計画に記載のないもの又は訓練計画どおりに実施されないもの
- (2) 国又は地方公共団体が主催しているもの（委託しているものを含む。）
- (3) 国又は地方公共団体から助成を受けて開催されているもの
- (4) 業務に関係のない趣味・教養を身につけることを目的とするもの
- (5) 法令等で定められる教育等のうち、次のア又はイに該当するもの
ア その教育等を実施することが事業主に義務付けられているもの
イ アのほか、事業主にとってその教育等を実施する必要があるもの
- (6) 試験問題（講座が試験問題のみで構成されているもの）、適性検査
- (7) 医療類似行為に係る訓練
- (8) 講習先の教育機関等が助成対象事業者の親会社、子会社グループ企業等の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内。以下同様）が経営する会社

等)、代表又は役員が経営する会社、役員が親族が経営する会社、代表者、役員、代表者の親族、役員が親族に該当するもの

(9) 事前に訓練内容が十分確認出来ないもの

(10) その他、職業訓練として適切でないもの

(受講料)

第5条 交付要綱第10条第1項第1号の受講料については、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

(1) 1講座及び1人当たりの受講料が定められているもの(単講座)

(2) 一定期間の受講料が定められており、期間内に複数受講可能なもの(定額制)

ただし、前号の訓練に係る助成対象経費の交付は助成対象期間に受講を開始したものに限る。

(申請内容等の変更又は訓練の中止)

第6条 交付要綱第19条の申請内容等を変更又は中止する場合とは、次の各号に該当する場合をいう。

(1) 助成対象事業主の名称、所在地、代表者氏名及び印影を変更する場合

(2) 訓練計画を変更する場合又はその一部を中止する場合

(3) 訓練計画の全部を中止する場合

2 前項第2号及び第3号について、変更等承認申請書(交付要綱様式第9号)が提出された場合は、内容を審査し、変更等承認書(様式第1号)により、当該助成対象事業者に通知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。